

君津市久留里観光交流センター久留里観光案内所指定管理者募集要項

君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年君津市条例第12号）第2条の規定に基づき、下記のとおり久留里観光交流センター久留里観光案内所の指定管理者を募集する。

記

1 施設の概要

(1) 施設の名称

君津市久留里観光交流センター久留里観光案内所（以下「久留里観光交流センター」という。）

(2) 施設の所在地

君津市久留里市場195番4

(3) 施設の設置年月日

平成21年4月1日

(4) 施設の設置目的

久留里地区を中心とした地域の観光に関する情報の提供、物産の展示及び紹介等により観光旅行者と地域住民との交流を促進し、地域経済の発展に寄与する施設として久留里観光交流センターを設置する。

(5) 建物の概要

ア 鉄筋コンクリート造、一部木造平屋建て

イ 敷地面積 546.26㎡

ウ 延べ床面積 99.87㎡

(6) 施設の概要

ア ホール 81.80㎡

イ 厨房 15.76㎡

ウ トイレ 2.31㎡

エ 設備 君津市久留里観光交流センター久留里観光案内所管理業務仕様書のとおり（以下「仕様書」という。）

オ 備 品 仕様書のとおり

(7) 開館時間

ア 月曜日から金曜日

午前 10 時 30 分から午後 4 時まで

イ 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）
に規定する休日

午前 10 時から午後 4 時まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができます。

(8) 休館日

ア 水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

イ 年末年始 12 月 29 日から 1 月 3 日まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、又は休館日を変更することができます。

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 久留里観光交流センターの管理運営を行うに当たっては、次の関係法令を遵守し、その設置目的に適合した管理運営を行うこと。

ア 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

ウ 君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年君津市条例第 12 号。以下「手續条例」という。）

エ 君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 17 年君津市規則第 30 号）

オ 君津市久留里観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 20 年君津市条例第 26 号。以下「条例」という。）

カ 君津市久留里観光交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 20 年君津市規則第 38 号）

キ その他の関係法令等

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応すること。

(2) 個人情報の取扱い

手続条例第12条の規定に基づき、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずること。

(3) 情報の公開

手続条例第13条の規定に基づき、情報の公開に関し必要な措置を講ずること。

(4) 第三者への委託

業務の全部を第三者に請け負わせてはならないこと。ただし、個別の業務で君津市が認めるものについては、この限りでない。

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとします。なお、業務の詳細については、君津市久留里観光交流センター久留里観光案内所管理業務仕様書（添付資料1）によるものとします。

(1) 施設の使用の許可及びその取消し並びに使用の不許可等に関すること。

(2) 使用料の徴収等に関すること。

(3) 行政資料の販売等に関すること。

(4) 施設全般の管理運営に関すること。

(5) 施設及び付属設備の維持管理に関すること。

(6) 業務遂行の記録等に関すること。

(7) アンケートの実施に関すること。

(8) 事業計画書及び収支計画書を作成し、提出すること。

(9) 事業報告書及び事業評価書を作成し、提出すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営を行う上で必要な業務

4 指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

5 施設の管理運営に係る経費

君津市が支払う施設の管理運営に係る経費の上限額は、年3,234千円（指定期間

総額 9,702 千円) です。よって、この金額を上回る応募は失格となります。

上記の経費には、人件費(賃金含む。(賃金は最低賃金の伸び率を考慮し算出))、事務費(研修費、消耗品費等)、管理費(施設管理費、設備機器管理費、修繕費(軽微なもの)、清掃費(軽微なもの)、通信運搬費等)を含みます。

当該経費は、当該年度ごとに支払うものとし、その額等は、当該事業年度ごとに締結する年度協定によるものとします。

6 使用料の帰属

施設の使用料及び行政資料の資料代は、君津市の歳入とします。

7 自主事業の実施

指定管理者は、久留里観光交流センターの設置目的に合致し、かつ管理運営業務の実施を妨げない範囲において、地域と連携を図り君津市と協議のうえ、指定管理者の責任により自主企画事業を行い、事業収入の増加を図ることとします。

君津市では、久留里観光交流センターが交流の場として活用され、周辺地域の賑わいの創出に寄与することを期待しており、イベントの開催などについて積極的な提案を求めます。

8 応募

(1) 申請者の資格

指定管理者に係る指定の申請を行うことができるものは、次に掲げる法人その他の団体(以下「団体等」という。)又は複数の団体等が共同する団体(以下「共同事業体」という。)とし、個人による申請はできません。なお、団体等にあつては、必ずしも法人格を有することを要しません。

ア 条例第4条に規定する団体等であつて、施設を円滑かつ安全に管理運営し、施設の設置の目的を効果的、効率的に達成できるものであること。

イ 団体等及びその代表者が君津市の市税を滞納していないこと。

ウ 団体等の代表者が市議会議員、市長、副市長でないこと、及び、委員会の委員又は委員(指定管理施設の管理及び運営に直接の利害を有さない者を除く。)でないこと。

エ 君津市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の処分を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続を行っていないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。また、役員に同法第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。

(2) 共同事業体による申請

共同事業体により申請する場合は、次に掲げる事項に留意してください。

ア 代表となる団体等を選定すること。

イ 共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となり、また、単独で申請を行うことはできません。

9 募集及び選定のスケジュール

(1) 募集要項等の配布

令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで

(2) 募集内容等に関する質問の受付

令和7年9月1日（月）から令和7年9月12日（金）まで

(3) 質問に対する回答期限

令和7年9月22日（月）

(4) 申請書類の受付

令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで

(5) 選定結果の通知

令和7年11月上旬

10 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 配布時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

(3) 配布場所

君津市経済環境部経済振興課

電話番号 0 4 3 9 - 5 6 - 1 3 2 5

F A X 0 4 3 9 - 5 6 - 1 3 1 4

* 市ホームページからダウンロードすることもできます。

1 1 募集内容等に関する質問の受付及び回答

次のとおり募集内容等に関する質問を受け付けます。あらかじめ電話連絡のうえ、久留里観光交流センター指定管理者申請に係る質問書（添付資料 2）を F A X、電子メール又は持参により提出してください。なお、電話による受付は行いません。

(1) 受付期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 1 2 日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 受付時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

(3) 受付場所

君津市経済環境部経済振興課

電話番号 0 4 3 9 - 5 6 - 1 3 2 5

F A X 0 4 3 9 - 5 6 - 1 3 1 4

E-mail kanko@city.kimitsu.lg.jp

(4) 質問に対する回答

令和 7 年 9 月 2 2 日（火）午後 5 時までに、市ホームページに掲載します。

1 2 申請時に提出する書類

久留里観光交流センターの設置目的を効果的に達成するとともに、市民サービスの向上や管理運営経費の削減等に資するため、次の書類により、事業計画、収支計画等について提案してください。

(1) 指定管理者指定申請書（添付資料 3）

- (2) 事業計画書（添付資料４）
- (3) 収支計画書（添付資料５）
- (4) 団体等の経営状況を説明する書類（前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録又はこれらに類する収支予算書、収支計算書等）
 - * 共同事業体により申請する場合は、共同事業体を構成するすべての団体等について提出
- (5) 申請の資格を証する書類（法人格を有しない団体等にあつては、これらに類する書類）
 - ア 団体等の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - イ 団体等の登記事項証明書
 - ウ 団体等の印鑑証明書
 - エ 団体等の営業許可、認可等の証明書
 - オ 団体等の組織及び概要を記載した書類
 - カ 団体等及びその代表者に市税の滞納がないことを証する書類（添付資料６）
 - キ 君津市久留里観光交流センター久留里観光案内所指定管理者の申請に関する確約書（添付資料７）
 - ク 役員名簿（添付資料８）
 - * 共同事業体により申請する場合は、共同事業体を構成するすべての団体等について提出
- (6) 共同事業体の結成に関する申請書（添付資料９）
 - * 共同事業体により申請する場合のみ提出
- (7) 共同事業体構成団体業務分担表（添付資料１０）
 - * 共同事業体により申請する場合のみ提出

1 3 申請書類の受付

(1) 受付期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 3 0 日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 受付時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

(3) 受付場所

〒299-1192

君津市久保2丁目13番1号

君津市経済環境部経済振興課

電話番号 0439-56-1325

FAX 0439-56-1314

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は受付期間の最終日に必着のこと。）

1.4 申請に当たっての留意事項

(1) 申請書類の取扱い

提出された申請書類は、返却しません。

(2) 申請書類の内容の変更等の禁止

受付期間を経過した後においては、申請書類の追加及び内容の変更をすることはできません。

(3) 申請後の辞退

申請後に辞退する場合は、上記1.4(3)の受付場所に辞退届（添付資料1.1）を提出してください。

(4) 費用の負担

申請に当たり必要な費用は、申請を行う団体等又は共同事業体の負担とします。

(5) 情報の公開

提出された申請書類は、君津市情報公開条例（平成16年君津市条例第1号）に基づく開示請求の対象になります。

また、選定の過程及び結果並びに提案された内容については、君津市において必要があると認められるときは公表する場合があります。

(6) 上記8応募(1)カに該当するかどうかについて、君津市暴力団排除条例（平成24年君津市条例第3号）第9条2項に基づき、添付資料8により警察本部に照会する場合があります。

1.5 申請の無効

- (1) 申請することができる団体等又は共同事業体の資格を有しないものの申請
- (2) 申請書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 指定期間内において君津市が支払う施設の管理運営に係る経費の上限額を超える額を提案した申請

1.6 選定の基準等

(1) 選定の方法

施設を所管する部内に設置した選考委員会で書類審査及び面接審査を行い、庁内で組織する選定委員会で選定します。

(2) 面接審査

書類審査の結果、必要に応じて面接審査を行います。

(3) 選定の基準

選考委員会及び選定委員会においては、指定管理者選定基準表（添付資料12）により審査します。

なお、申請があった団体について、採点における委員全員の合計点が選定基準表の配点の合計点の6割に満たない場合は、指定管理者の候補となる団体等として選定できません。

1.7 選定結果の通知等

(1) 選定結果の通知

選定委員会による選定結果に基づき、申請したすべての団体等及び共同事業体に選定結果を通知します。

(2) 仮協定の締結

指定管理者の候補者となる団体等又は共同事業体は、選定された旨の通知を受けた後に、君津市と君津市久留里観光交流センターの管理運営に関する仮協定を締結してください。ただし、この仮協定の締結は、君津市久留里観光交流センターの指定管理者の指定を保証するものではありません。

1 8 指定管理者の指定等

(1) 君津市議会の議決

令和7年第4回君津市議会定例会に君津市久留里観光交流センターの指定管理者の指定に関する議案を提出します。

(2) 指定管理者の指定

君津市議会の議決後に、指定管理者の候補となる団体等又は共同事業体を指定管理者として指定するとともに、当該団体等又は共同事業体にその旨を通知します。

なお、君津市議会の議決を得られない場合など、指定管理者として指定できない場合があります。

(3) 協定の締結

指定管理者として指定された団体等又は共同事業体は、君津市久留里観光交流センターの管理に関する協定を締結していただきます。

協定の内容は、概ね次のとおりです。

- ア 指定施設の管理に係る事業計画に関すること。
- イ 指定施設の管理の業務に関すること。
- ウ 指定施設の管理の業務に係る事業報告書に関すること。
- エ 君津市が支払うべき指定施設の管理の費用に関すること。
- オ 指定の取消し及び管理の業務の停止に関すること。
- カ 指定施設の管理に関し保有する個人情報の保護に関すること。
- キ 指定施設の管理に関し保有する情報の公開に関すること。
- ク その他市が必要と認める事項

1 9 指定の取消し及び業務の全部又は一部の停止

指定管理者となった者が君津市の指示に従わないときその他指定管理者となった者の責めに帰すべき事由により管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期限を定めて業務の全部若しくは一部を停止することとします。

2 0 公租公課の取扱い

指定管理者については、法人市民税や事業所税などの納税義務者となる可能性があります。市税については市課税課に、県税については県税事務所に、国税については税務

署にお問い合わせください。

2 1 問い合わせ先

君津市経済環境部経済振興課

〒299-1192

千葉県君津市久保2丁目13番1号

電話番号 0439-56-1325

FAX 0439-56-1314

E-mail kanko@city.kimitsu.lg.jp